

平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画自己評価

独立行政法人水資源機構
平成28年6月

平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、評定と根拠
	<p>業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。</p> <p>○「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組の着実な実施</p>	<p>中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、独立行政法人通則法の改正に対応し、業務方法書等の改正などを行い内部統制を実施するほか、役員と職員の意見交換などにより内部統制の基本方針の浸透・定着を図る。</p> <p>○入札契約制度の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組の実施。</p>	<p>中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、独立行政法人通則法の改正に対応し、業務方法書等の改正などを行い内部統制を実施するほか、役員と職員の意見交換などにより内部統制の基本方針の浸透・定着を図る。</p> <p>○入札契約制度の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組の実施。</p>		<p>○契約手続きにおける競争性・透明性の確保 ・契約手続きの競争性・透明性を高めるため、一般競争入札を基本とした発注を推進し、平成27年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで72.6%となった。 ・一者応札の改善については、平成21年9月17日にホームページにおいて公表した「1者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長、ファクシミリやメールマガジンの配信による公告案内等の「公告期間、公告方法の改善」、地域要件の「入札参加条件等の緩和」などの改善の取組を実施した。これらの取組により、技術者不足等により不調・不落が増大する傾向にある中、平成27年度の一般競争入札における一者応札の割合は、平成21年度（49.2%）に比べ14.9ポイント改善し34.3%となった</p>	
			<平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画>		<p>・平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に基づき、以下の取組を実施した。</p>	<評定と根拠> 評定：B ・以下の取組により、調達等合理化計画における全ての内容について、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。
			<p>（重点的に取り組む分野） 設備関係の工事及び点検整備等に関する調達 ・設備関係の工事及び点検等に関する調達について、平成27年度においては、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報が必要とする案件に限定して、新たに「参加者の有無を確認する公募手続」を実施することで、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を目指す。</p>	当該取組の実施状況	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報が必要とする案件に限定して、「参加者の有無を確認する公募手続」を導入し、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を行った。</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定：B ・以上の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>

平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、 評定と根拠
		<p>(重点的に取り組む分野) 民間の技術力を活用した調達 ・今後発注される高度な技術力を必要とする大規模工事などに向けて、民間の技術力を効果的に活用するための新たな契約方式を検討する。</p>	当該取組の実施状況	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況> ・大規模工事（小石原川ダム本体建設工事）発注に向けて、民間の技術力を効果的に活用すべく、制度設計に向けた「技術提案・交渉方式」の先例調査を行うなどの検討を行ったが、最適な発注方式との結論には達せず、技術点の配分を高めるなどの改正を行った高度技術提案方式を採用した。 また、「オープンブック方式」の検討を行うなど新たな契約方式について検討を行った。</p>	<p><課題及び今後の対応方針> 一 <評定と根拠> 評定：B ・以上の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
		<p>(調達等に関するガバナンスの徹底) 随意契約に関する内部統制 ・新たに随意契約を締結することとなる案件については、随意契約等見直し計画に基づき、次の八項目に限定している。ただし、「八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等」については、当該案件を発注する事務所を所管する本社の担当部室の審査を実施し、契約職、経営企画本部長、本社所管部室担当本部長に報告し、契約監視委員会の審議・了承を得てから契約手続に着手することとしている。なお、全ての随意契約の契約結果等について、引き続き契約監視委員会に報告し、点検を受けることとしている。（随意契約等見直し計画に掲げる八項目） 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給（供給元が一の場合のみ） 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料（複数年契約制度導入までの間） 三 リース物品の継続借料（複数年契約制度導入までの間） 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務 八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等</p>	当該取組の実施状況(実施率)	<p><実施した取組内容> ・随意契約等見直し計画に基づき、以下一号から七号までの随意契約案件については、厳格な基準を遵守した契約手続を行うとともに、契約監視委員会へ報告の上点検を受けた。また、八号の事前了承が必要な新規随意契約案件全てについて、本社所管部室審査を行い、契約監視委員会の了承を得た上で契約手続に着手した。 なお、随意契約を締結した全237件中、「八」の事前に契約監視委員会の了承を得た案件は、7件（3.0%）。 「一」は、76件。（全件数中32.1%。） 「二」は、55件。（全件数中23.2%。） 「三」は、11件。（全件数中 4.6%。） 「四」は、37件。（全件数中15.6%。） 「五」は、44件。（全件数中18.6%。） 「六」は、2件。（全件数中 0.8%。） 「七」は、5件。（全件数中 2.1%。）</p> <p><効果及び目標の達成状況> ・随意契約等見直し計画に基づき、適正な執行がなされたものとする。</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定：B ・以上の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
		<p>内部監査の実施及び監事監査によるチェック ・監事監査及び内部監査は、特定のテーマを絞って実施するテーマ監査と業務の執行状況全般を対象とした監査に分かれるが、入札・契約手続きのチェックは、業務の執行状況全般を対象とした監査の中で実施することとされており、年間の監事監査報告により監事意見を受ける。</p>	監事の意見等、当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況> ・入札・契約手続き等について、監事監査によるチェックを延べ22回、内部監査によるチェックを延べ14回の計36回受けた。 ・随意契約の適正化の取組状況を含めた入札・契約事務の状況について、平成27年度監事監査報告により、「一者応札の改善への取組、随意契約の厳格なチェックは、着実に実施されている。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。」との監事の意見を得た。</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定：B ・以上の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>

平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、 評価と根拠
			<p>不祥事発生の未然防止・適正な入札執行に向けた取組 関係省庁や他法人で発生した談合事件の背景などを教訓に、役員と支社局・事務所との意見交換の実施、一般研修や担当者会議などにおいて適正な入札執行に向けた取組の講義等を実施し、以下の内容について十分に職員に周知を行い、不祥事発生の未然防止に取り組むとともに、適正な入札執行に向けた取組状況を倫理委員会に報告し点検を受けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアルの周知徹底 ・事業者との応接方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法、法令遵守義務、秘密の保持義務、規程の適正な運用を図るための措置。 ・談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底 ・談合情報に接した場合における的確な対応方法。 ・入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールの周知徹底 ・入札契約情報の厳格な管理、入札参加者から提出された資料の管理、施工計画等の審査に関する情報管理、土木工事等積算システムで作成したデータの情報管理、電子情報の保管方法、アクセス権限の厳格化、入札契約に関する秘密を含む「書類の管理」の徹底。 ・コンプライアンスに関する情報の共有 ・コンプライアンスに関する情報を取りまとめて掲示し共有を図る。 ・財務業務執行調査の実施 ・事務処理のチェックと指導及び意見交換を行い、適正な事務処理の実施。 	当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアルの周知徹底の取組としては、内部統制に係る説明会を平成27年5月13日から22日にかけて実施し、総務担当管理職（コンプライアンス担当者）を対象に本規程及びマニュアルを周知するとともに、その者により事務所内の職員へ周知徹底した。 ・談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底の取組としては、両マニュアルについては、所要の改正に伴い、平成27年4月28日付け理事長通知により周知徹底を行うとともに、各ブロックごとに開催された経理・契約事務担当者会議（5回）において談合防止対策の説明を行った。 ・入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールの周知徹底の取組としては、適正な入札契約情報の管理が継続されるよう所長級昇任前の研修等で10回、新任の経理担当管理職を対象とした実務講習会や各ブロックごとに開催された経理・契約事務担当者会議で合わせて9回説明を実施し、周知徹底を行った。 ・コンプライアンスに関する情報の共有の取組としては、各ブロックごとに開催された経理・契約事務担当者会議（5回）において、談合防止対策、機構の契約制度、随意契約の適切な運用、規程改正等の説明を実施し、情報の共有を行った。また、機構内LANに設置したコンプライアンス掲示板を使用して、他組織等の有用な取組を掲示するなど情報共有を図った。 ・財務業務執行調査の実施の取組としては、契約手続を含む財務業務全般について、各事務所が適正な事務処理を実施しているかを調査するため、平成27年11月6日から12月21日にかけて、各管内1事務所を対象に財務業務執行調査を実施した（5事務所）。また、これらの取組状況について倫理委員会に報告し、点検を受けた。 	<p><課題及び今後の対応方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 <p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。
			<p>入札等監視委員会による審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が発注した工事及びコンサルタント業務並びに締結した補償契約について、四半期ごとに入札監視委員会に報告し、審議を受ける。 	当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続き等について、入札等監視委員会を各4回開催して監視等を受けた。 	<p><課題及び今後の対応方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 <p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。

※（参考）自己評価の評価区分の基準について【「独立合成法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日付け総務大臣決定）に基づく】

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）